
【別冊】
「モバイル市場の競争環境に関する研究会」
ヒアリング資料

2018年12月26日
株式会社NTTドコモ

(1) 11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問

(2) その他の質問

- ・主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」
- ・主要論点「5. その他の検討課題」
- ・モバイル検討会報告書で対応の方向性が示された事項（1～30）

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【各社共通】

- ① 2年縛りの解約金の算定根拠と、実際の数値を入れた計算プロセスをお示しいただきたい。平均的な逸失利益を下回る額との説明があったが、具体的にどのように算定し、どのような額となっているのか。

当社の見解/回答

構成員限り

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【各社共通】

② 2年縛りなしプランとありプランの料金差の算定根拠と、実際の数値を入れた計算プロセスをお示しいただきたい。

当社の見解/回答

- 旧料金プラン（FOMAバリュープラン等）における2年定期契約プランの割引については、定期契約のないプランの▲50%（▲743円～▲6,500円）としておりましたが、わかりやすさ及びご利用いただきやすさの観点から、現行の料金プランにおいては2年定期契約あり/なしの料金差を一律1,500円としております。
- 一方で、2年定期契約なしプランについては、モバイル市場の競争環境に関する研究会で、「利用者にとって実質的な選択肢となっていない」とのご指摘もあることから、今後の研究会等での議論を踏まえ、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【各社共通】

- ③ データに基づいて施策の効果を検証することが重要であり、次の数値について、数年の経緯が分かるような形で、お示しいただきたい。なお、公表できないのであれば、本研究会委員限りでよい。
- (a) 端末に係る収益・費用（費用にあつては、仕入れ額、端末購入補助の額、通信料金による割引等の額等の内訳）
 - (b) 端末購入補助の額（通信役務の割引等の額、端末代金の割引等の額（うち通信契約が存在しない場合でも提供される割引等の額）、経済上の利益）
 - (c) 代理店への支払金の額（総額、うち販売奨励金の額、うち端末販売奨励金の額）
 - (d) 新規契約数（うち端末購入を伴う契約数、うち割賦販売数）、端末変更数（うち端末購入数、うち割賦販売の数）
 - (e) 期間拘束ありの契約数（自動更新あり・なしの別）、期間拘束なしの契約数
※提供いただけない場合、期間拘束や自動更新のないプランが実質的な選択肢となっていないとの主張への反証となり得る数字にはなっていないと理解するが、良いか。
 - (f) 端末の下取り台数・下取り合計額及び当該端末のうち売却台数・売却合計額（及び主な売却先）

当社の見解/回答

構成員限り

当社の見解/回答

構成員限り

当社の見解/回答

構成員限り

当社の見解/回答

(d) 新規契約数（うち端末購入を伴う契約数、うち割賦販売数）、端末変更数（うち端末購入数、うち割賦販売の数）

➤ 新規契約数、端末変更数

単位（万台）

	2015年度	2016年度	2017年度
新規契約数	1,161	1,296	1,123

単位（万台）

	2015年度	2016年度	2017年度
端末変更数	1,445	1,452	1,423

* MVNOとの契約及び通信モジュールサービス契約を含む

➤ 更なる詳細のデータにつきましては、経営情報のため、回答を差し控えさせていただきます。

当社の見解/回答

構成員限り

当社の見解/回答

(f) 端末の下取り台数・下取り合計額及び当該端末のうち売却台数・売却合計額（及び主な売却先）

➤ 経営情報のため、回答を差し控えさせていただきます。

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【各社共通】

- ④ ③の数値について、定期的に公表できないか。公表できないとした場合であっても、定期的に行政に提出し、必要に応じて、本研究会のような検討の場等に委員限りで示すことについてはどうか。

当社の見解/回答

- 当社はこれまでも省令に基づく事業データの報告を行い、総務省の検討会等におけるヒアリング要請にも真摯に対応しており、データ提供に積極的に協力していると考えております。

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【各社共通】

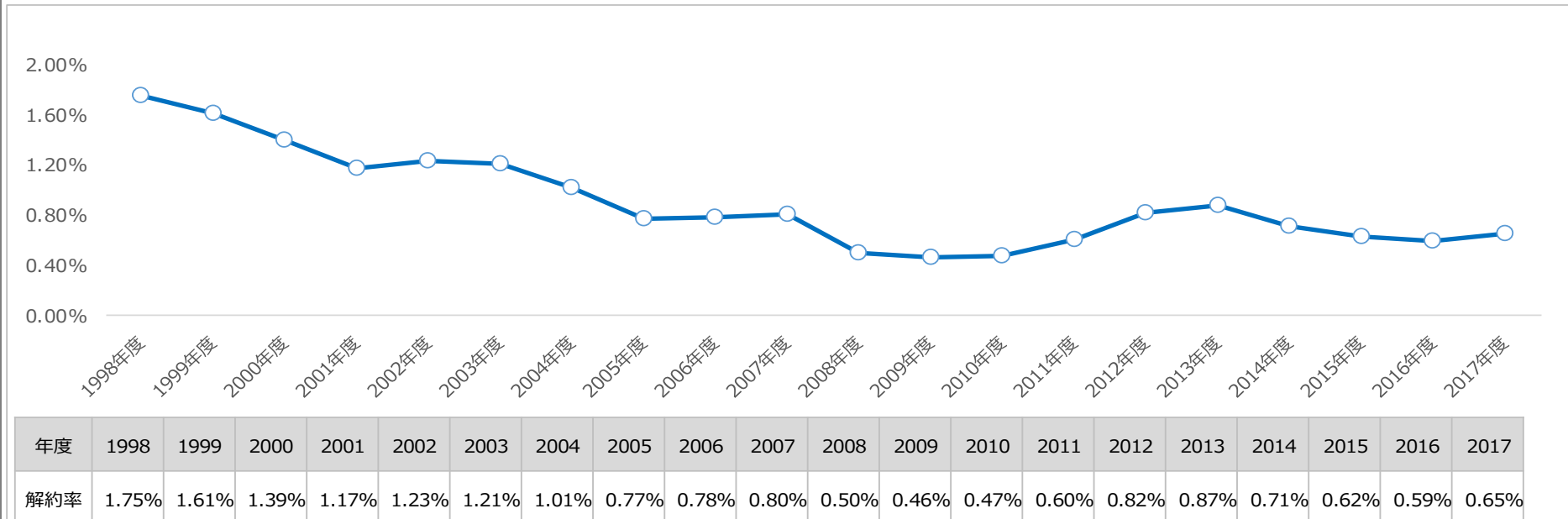
- ⑤ 解約率を算定するに当たっての分子、分母は何か（数値そのものではなく、例えば、分子についていかなる期間におけるいかなる数値を用いたか説明いただきたい）。

当社の見解/回答

- 「n年度解約率 = n年度解約数の合計 / n年度各月の稼働契約者数の合計」となります。
 *各月の稼働契約数：（前月末契約数 + 当月末契約数） / 2

【モバイル市場の競争環境に関する研究会（第3回）当社提出資料より】

◆ 解約率の推移



* 解約率：解約数/稼働契約数

* 2015年度より算出定義をMVNO除きへ変更

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【各社共通】

- ⑥ 海外（米英独仏）では、キャリアの値引き以外に、代理店が大幅に値引きするという行為はほとんど見られないところ、なぜ日本ではこのような値引きが行われるのか、何か構造的な違いがあるのか、もし何か情報があれば教えて欲しい。

当社の見解/回答

- 日本では、端末購入時のキャッシュバックや値引き等の行き過ぎた端末購入補助について、端末購入を条件とした割引等を受けない利用者との公平性、MVNOとの公正競争確保の観点から、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」が制定されており、当社においては本ガイドラインに則り、端末購入補助の適正化に努めてまいりました。
- 一方で、ひと月を超える期間で増額されるインセンティブ等、ガイドラインの抜け道を突いた手法が残るため、代理店によるお客さまへの行き過ぎたキャッシュバックが継続しているものと考えております。
- 海外のキャリア・代理店における構造的な違いについては、当社ではわかりかねるため、お答えいたしかねます。

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【各社共通】

- ⑦ 大手量販店のキャリア各社のコーナーは、代理店ではなくキャリアによる直契約と認識している。とすれば、「一括0円」やキャッシュバック10万円といった売り方は、端末購入補助ガイドラインに抵触するのではないか。これはどのように考えればよいのか教えていただきたい。ちなみに、有楽町駅前のビックカメラの各社のコーナーは直契約かどうか教えていただきたい。「代理店独自値引き」と値札に書かれていたが、そうなのか。直契約ではないのか。

当社の見解/回答

構成員限り

15. 11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【当社のみ】

構成員限り

当社の見解/回答

16. 11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【当社のみ】

構成員限り

当社の見解/回答

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【当社のみ】

構成員限り

当社の見解/回答

18. 11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【当社のみ】

構成員限り

当社の見解/回答

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【当社のみ】

構成員限り

当社の見解/回答

11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問【当社のみ】

構成員限り

当社の見解/回答

(1) 11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問

(2) その他の質問

・主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

・主要論点「5. その他の検討課題」

・モバイル検討会報告書で対応の方向性が示された事項（1～30）

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(1) 接続料算定方式の適正化

- ✓ 第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）設置事業者の接続料は、現在、実績原価方式により、2年前の実績に基づき算定され、その後の実績を踏まえた遡及精算が行われている。モバイル関係のトラフィックの増加が続く中で、「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」（以下「モバイル検討会」という。）では、先々を見越した将来原価方式による接続料算定についてMVNOから要望があり、その報告書（2018年4月27日）では、予見性の確保のため、実績年度の値による遡及精算（当年度精算）の実施基準の明確化の必要性について指摘されたところである。このような指摘等も踏まえ、二種指定設備設置事業者とMVNOとの間の公正競争確保の観点から、**接続料の算定方式について見直し**を行うことが必要ではないか。

当社の見解/回答

- モバイル市場においては、公正競争が促進された結果、MVNO市場は飛躍的に拡大しており、接続料水準は直近においても毎年10%以上の低減を実現しております。加えて、当社は、接続料が急激な変動をした場合は当年度精算を実施するとともに、支払猶予制度を導入しており、MVNOの負担軽減及び予見性の向上に努めております。
- このような取組みにより、現に接続料に関する公正競争は確保されているため、算定方式の見直しは不要と考えております。
- しかしながら、当年度精算については、前年度実績精算が原則である現状の算定方式においてパケット接続料が急激に低下している状況下における時限的措置であると認識しております。
- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会 報告書（2018年4月）」において示された「急激な変動」の基準を明確にする方針について、事業者の予見性に資することから賛同します。
- 仮に、パケット接続料の算定方式について見直しを検討する場合であっても、算定方式に関わらず、接続料が「適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」が確保され、実際にかかった費用を全額回収する現行ルールを考え方を逸脱しないことを前提とし、これまでの累次のルール整備同様、研究会等において十分な議論が尽くされ判断されるべきと考えております。
- なお、この議論においては、設備を作るMNOと、設備を借りるMVNOとの間で、必要となる設備容量に差分が生じることに起因する不公平な費用負担の観点に留意する必要があると考えております。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(2) 接続料算定の透明性確保

- ✓ 二種指定設備設置事業者の接続料については、現在、届出制の下、接続料と併せて提出される算定根拠に基づき、総務省がその適正性を検証している。「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）」（2018年6月公正取引委員会。以下「公正取引委員会調査」という。）では、接続料の検証における一層の透明性の確保について、例えば有識者や専門家による定期的な議論を行うことが考えられると指摘されている。こうした指摘も踏まえ、**接続料の算定の一層の透明性を確保する方策について検討**することが必要ではないか。
- ✓ また、モバイル検討会報告書では、ネットワーク提供の同等性確保の観点から、**MNOグループのサービス提供について、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないかの検証**の必要性について指摘されている。こうした指摘を踏まえ、検証を進めることが必要ではないか。

当社の見解/回答

- ヒアリング資料本編にてご回答しております。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(3) 音声卸料金の適正性検証

- ✓ MVNOが二種指定設備設置事業者のネットワークを利用して提供する音声サービスについては、現在、卸料金のみが設定されている。モバイル検討会では、MVNOから音声の卸料金を引き下げる余地があるのではないかとの意見があり、報告書において、音声サービスの公正な競争のために音声の卸電気通信役務における適正な料金設定が重要と指摘されている。こうした指摘も踏まえ、**音声の卸電気通信役務について、適正な料金設定がされているか検証**することが必要ではないか。
- ✓ 御社の音声通信料金プラン（各種定額、準定額プランを含む。）と比べて、御社の音声卸料金の料金設定は妥当か。

当社の見解/回答

- ヒアリング資料本編にてご回答しております。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(3) 音声卸料金の適正性検証

- ✓ 現在、御社とL2接続を行っているMVNOへの音声卸料金の料金設定について、卸先MVNOごとに教えていただきたい。

当社の見解/回答

- 当社の音声卸料金については卸約款に基づき提供しており、現時点において卸先MVNOごとに個別の料金設定は行っておりません。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(3) 音声卸料金の適正性検証

- ✓ 御社の音声通信料金プランごとに、過去一年間の収入と月平均のユーザ数及び発信通話時間（一の発信における通話時間を0.5分刻みで切り上げてから集計すること）を教えてください（期間拘束や自動更新の有無ごとに別集計すること）。

当社の見解/回答

構成員限り

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(4) MVNO による多様なサービスの提供

- ✓ 二種指定設備に関する接続料は、現在、データ伝送交換機能等の4つの機能について設定することとされている。二種指定設備設置事業者は、セルラーLPWAサービスを従来のLTEサービスと比して低廉な料金で提供しているが、本格的なIoT社会の到来を控え、利用者が多様なサービスを安価に利用できるよう、MVNOを含めたIoT向けサービスの提供主体の多様化が期待される。このため、公正競争確保の観点から、**MVNOが二種指定設備設置事業者と同様にセルラーLPWAサービスなどの多様なサービスを柔軟に提供できるように、接続料の設定等必要な措置について検討**することが必要ではないか。
- ✓ 現在、御社とL2接続を行っているMVNOはセルラーLPWAサービスを利用可能ですか。
- ✓ 可能である場合、御社とMVNOでその内容に差異はありますか（PSMやeDRXの適用の有無、利用可能なSIMの差異等）。

当社の見解/回答

- ヒアリング資料本編にてご回答しております。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(5) 二種指定設備制度の適用

- ✓ モバイル検討会報告書において、BWA事業者によるネットワーク提供について、透明性、公平性等を確保するため、総務省において、特定移動端末設備のシェアを勘案することにより、二種指定設備制度の適用を検討することが必要であり、その際、事業者間連携等の事業動向、市場動向や環境変化等を勘案して制度の在り方及び所要の措置について検討を行うことが必要であると指摘されている。こうした指摘も踏まえ、透明性、公平性等を確保するため、**BWA事業者の二種指定について検討**するとともに、**事業者間連携が進む中での二種指定設備制度の在り方について検討**することが必要ではないか。

当社の見解/回答

- 市場環境の変化や国際競争力維持の観点から、海外との規制格差についても議論を尽くした上で検討いただきたいと考えております。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(6) MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与

- ✓ 公正取引委員会調査では、周波数の割当てにおいて、MNOが接続料を引き下げ、MVNOとの取引に積極的に取り組むインセンティブを与える観点から、例えば、MNOごとの接続料の水準や、過去の接続料の低下の程度、MVNOを通じたサービス提供の程度等も考慮要素とすることについて指摘されている。こうした指摘も踏まえ、周波数割当てに係る審査や毎年度実施している電波の利用状況調査の評価について、モバイル市場の公正競争促進にも資するよう、MNOがネットワーク提供に継続的に取り組むインセンティブを与えるような措置の導入を検討することが必要ではないか。

当社の見解/回答

- ヒアリング資料本編にてご回答しております。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(7) その他

- ✓ 以上のほか、**事業者間の公正な競争を阻害する要因**はないか。また、それらの要因に対して、どのような対応をとる必要があるか。
- ✓ 禁止行為規制対象事業者の拡大のための指定要件収益シェアの引き下げ等

当社の見解/回答

- ヒアリング資料本編にてご回答しております。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(7) その他

- ✓ 増分費用方式の適用が適切
- ✓ 会計分離制度の導入

当社の見解/回答

- モバイル市場においては、既に複数のMNOがネットワークを提供しており、各社が自社の設備構成において、効率化や新技術の導入・災害対策等を図ることで設備競争を行っております。
- かような状況において、増分費用方式及び会計分離制度は不適當であると考えております。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(7) その他

- ✓ SIM貸与費用算定方法の精査

当社の見解/回答

- SIM貸与費用については、法令・ガイドラインに則り算定を行っております。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(7) その他

- ✓ 網改造料算定方法の精査

当社の見解/回答

- 網改造料については、事業者の要望に基づき、個別専有的に利用する電気通信設備や通信用ソフトウェアの設置・改修・開発を行う際の費用であり、事業者要望、ネットワーク機器ベンダからの調達時期及び按分事業者数の変動等により、負担額が変動するものとなります。
- 当社は、既に接続約款・卸約款に、網改造料の算出方法等について記載を行っております。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(7) その他

- ✓ HLR/HSS連携の技術的条件、網改造費等の情報公開

当社の見解/回答

- HLR/HSS連携の技術的条件や網改造については、MVNOの要望に基づき設置・改修・開発を行うものであり、その要望は多岐に渡ることから、事前協議等において個別の要望を確認し、当該要望の実現に向け、装置構成等を検討することが必要であると考えております。
- 当社は既に機能提供を実現及び提供申込みに至ったMVNOに対して、MVNOが負担する金額及びその根拠等に関する説明を書面にて実施しております。
- 今後、他MVNOから同機能に係る要望があり、提供申込みに至った場合は、同様にMVNOが負担する金額等に関する説明を書面にて実施していく予定です。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(7) その他

- ✓ 電気通信番号等の柔軟な付与

当社の見解/回答

- 仮にMVNOがMSISDNの指定を受ける場合、現在のMNOと同様にMVNOが自らMSISDNを管理し、電気通信番号規則（緊急通報、効率的な使用等）や電気通信事業報告規則（第8条、第9条）の遵守及びMNPを含めた運用の義務を果たすべきと考えます。また、MNOが当該MSISDNを管理しないことも含め、公正に電気通信番号規則で規定する必要があると考えております。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(7) その他

- ✓ 半黒SIMの横断的ルール整備

当社の見解/回答

- 当社がMVNOに設定する半黒SIMの開通期限については、総務省から課されている番号の効率利用の観点で設定しているものであり、当社ユーザにも同様に適切な運用を行っております。
- 仮に総務省において新たに半黒SIMルールを制定する場合には、当社の番号利用率に影響を与えない内容としていただくことを要望します。

主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

(7) その他

- ✓ API利用価格の低廉化等

当社の見解/回答

- 顧客システムに係るAPI機能については、事業者の個別の要望に基づきビジネスベースで提供しており、MVNOの業務稼働削減に寄与しております。

(1) 11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問

(2) その他の質問

- ・主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

- ・主要論点「5. その他の検討課題」

- ・モバイル検討会報告書で対応の方向性が示された事項（1～30）

主要論点「5. その他の検討課題」

(2) 将来的な検討課題

- ✓ モバイル市場は技術の進展が早く、今後も様々な技術の進展やそれに応じた新たなサービスの提供が見込まれるところ、予想される動向を見据えて、将来生じることが予想される課題について、現時点で検討しておくことが必要ではないか。
- ✓ スマートフォンでeSIMが普及した場合に、モバイル市場における競争政策にどのような影響が生じ、どのような課題が考えられるか。
(eSIM対応端末に、MVNOがプロファイルを提供できるよう、MNOのリモートSIMプロビジョニング基盤の解放が必要との意見(MVNO委員会等)も踏まえた上でお教えいただきたい。)

当社の見解/回答

- eSIMについては、今後の技術動向を踏まえ、セキュリティ等を勘案して慎重な議論が必要と考えております。

主要論点「5. その他の検討課題」

(2) 将来的な検討課題

- ✓ MNOとMVNOとの競争環境や利用者料金の在り方等について、5G時代に向けてどのような変化が見込まれ、どのような課題が考えられるか。(5G時代に向けた新たなMVNOのネットワークアーキテクチャの検討が必要、仮想化モバイルコアネットワークにおけるMVNOに関連する制度整備が必要とする意見(MVNO委員会等)も踏まえた上でお教えいただきたい。)

当社の見解/回答

- 当社は今後も5G時代に向けて、多様なプレイヤーと様々な形での連携を通じて、お客さまへ更なる価値を提供し続けられるよう取り組んでいく考えです。
- 5Gの特長として、「高速・大容量」だけでなく、従来にない「低遅延」・「多数端末との接続」がありますが、その利用ニーズを的確に把握し、具体的なサービス展開につなげていくためには、パートナーとの連携が鍵(BtoBtoXモデル)となると考えており、パートナーがMVNOとなり、通信キャリアはそれぞれのパートナーに合わせたサービスを提供することが不可欠です。また、パートナーとの連携により5Gの利用ニーズを早期に顕在化させることは、投資コスト回収の観点からも重要です。
- パートナーとの連携において、例えばジョイントベンチャー設立による連携の場合、禁止行為規制や卸契約書の届出義務が足枷になる等、一部課題も見えてきております。
- また、2015年度事業法改正において、「新事業・新サービスの創出を促進するためには、連携サービスの進展を促すことが望ましく、異業種との連携を加速させる観点から」(2014年答申)、禁止行為規制の緩和が実施されることになりました。その際、IoT向けサービスは今後多様なサービス形態が想定されることから、禁止行為規制の対象事業者の指定基準や卸契約書の届出義務の対象から除外されました。
- しかしながら、IoT向けサービスは、「通信モジュール向けに提供するサービス」として定義されましたが、インターネット通信が可能な形態については「通信モジュール向けに提供するサービス」に該当しない可能性があり、パートナーとの連携において萎縮効果をもたらす結果となっております。
- 5Gの導入等によるイノベーションを促し、新事業・新サービスの創出や社会的課題の解決をより一層促進していく観点から、事業者の創意工夫や柔軟な事業展開を行うための環境整備が重要です。5G時代に向けた環境整備という点で、諸外国の取組みも参考にしながら、ビジネス上の萎縮効果がない様に規制制度を見直す等、5Gの特長を活かしたサービスの提供を後押しするような検討をお願いしたいと考えております。

主要論点「5. その他の検討課題」

(2) 将来的な検討課題

✓ 以上のほか、どのような技術の進展や環境の変化が予想され、それによりどのような課題が考えられるか。

当社の見解/回答

- 今後は5G等の新技術により、事業者間の創意工夫・連携によって新たなサービスが生まれることになり、事業者のサービスは更に多様化されることが想定されます。
- このような状況においては、遍く公平な条件での提供を前提とした現行の規制は、MNOに対する委縮効果が働き、結果としてMVNOの多様なサービスの提供を阻害するおそれがあると考えております。
- 今後、事業者の創意工夫による新たなイノベーションを促進するための後押しとなるような方策の検討・実施をお願いしたいと考えております。
- モバイル市場においては、近年、MVNOへの出資・買収等が多く見られるようになっております。MVNOへの出資・買収等の事例の中には、MNOが他MNOネットワークを利用するMVNOを自グループに取り込み、他MNOネットワークを併用する形態が見られますが、事業者ヒアリングにおいて独立系MVNO事業者からも懸念が示されたとおり、下記のような公正競争上の観点等から、整理を図る必要があると考えており、5G時代に向けた政策課題として取り上げていただきたいと考えております。
 - ・MNOは自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則であり、他MNOネットワークのMVNOを併用して収益を上げることは、その原則に反すると思われること
 - ・自グループ内の他MNOネットワークのMVNOを活用したユーザの囲い込み及びそれを梃子にした拡販等が可能であり、公正競争上問題となるおそれがあることに加え、設備競争の阻害にもなりかねないこと

(1) 11月14日のヒアリングを踏まえた追加質問

(2) その他の質問

- ・主要論点「1. 事業者間の競争条件に関する事項」

- ・主要論点「5. その他の検討課題」

- ・モバイル検討会報告書で対応の方向性が示された事項 (1～30)

(別紙) 1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係

① ウェブによるMNP手続の実現・強引な引止めに関する実態把握

当社の見解/回答

➤ 当社では、お客さまご自身でMNP手続きを実施いただけるWEBサイトを、2006年11月より開設しております。

(別紙) 1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係**② MVNOが確保する帯域幅の柔軟な変更の可能性に関する検討****当社の見解/回答**

- 現時点において、帯域幅の柔軟な変更自体の要望はございませんが、関連する要望として、一部MVNOより、申込手続きの簡略化や期間短縮等に係る要望を伺っております。
- 柔軟な帯域幅変更の実現にあたっては、応分負担の観点、MNOの設備投資インセンティブの観点及びMVNO観点から以下の課題があると考えております。
 - ・現状においても、設備を作るMNOと設備を借りるMVNOとの間で必要となる設備容量に差分が生じており、現時点においても公平性の観点から課題あり
 - ・現状の不公平なコスト負担の更なる拡大につながりMNO-MVNO間の応分負担の観点から、接続料体系の見直しも含めた検討が必要
 - ・多数の人員確保や開発等が必要となるが、係る費用はMVNOが負担すべきものであり、接続料等の上昇につながる
 - ・設備の非効率的な利用につながり、MNOの設備投資インセンティブを損なう
 - ・IoT中心のMVNOや、小規模MVNOの負担増
 - ・既に創意工夫を行っているMVNOのインセンティブを損なう
- なお、帯域幅変更工事を含め、重要通信の確保を目的としたネットワーク工事の規制期間（工事中止期間）等が存在するため、工事を毎日実施することはできません。
- 今後、本件に係る要望があれば、具体的な内容をお伺いし、実現方法を検討いたします。

(別紙) 1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係**③ SIMカードの提供等に係る標準的な期間についての実態把握****当社の見解/回答**

- 当社からMVNOへSIMカードを納品するにあたっては、MVNOから書面での要求を受けた後、ベンダからSIMカードの調達等に3ヶ月を要します。
- SIMカードの調達に係るスケジュールについては、当社とMVNO間で締結している契約書に定めております。
- なお、当社がMVNOへ貸与するSIMカードについては、開通期限等は設けておらず、MVNO側で自らが提供するサービス動向を踏まえた戦略的な在庫管理が可能です。
- ただし、MVNOが当社の貸与するSIMカードに電話番号を登録後、開通処理をしていない（半黒ロム等）場合は、番号の有効利用の観点から電話番号を登録した日からの開通期限を設けております。

(別紙) 1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係

④ HLR/HSS連携機能の提供に係るMVNOの負担額の根拠等のMVNOへの十分な説明

当社の見解/回答

- 当社は既に機能提供を実現及び提供申込みに至ったMVNOに対して、MVNOが負担する金額及びその根拠等に関する説明を書面にて実施しております。
- 今後、他MVNOから同機能に係る要望があり、提供申込みに至った場合は、同様にMVNOが負担する金額等に関する説明を書面にて実施していく予定です。

(別紙) 1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係**⑤ MNOの迷惑メールフィルタで受信拒否メールとして扱われないための基準のMVNOへの提示****当社の見解/回答**

- 一部MVNOより、迷惑メールフィルタに係る要望があり、当社の迷惑メール設定において、MVNOからのメールが受信拒否メールとして扱われない基準の提示を実施しております。
- 今後、他MVNOから要望があれば、協議等を通じて具体的に内容を確認し、MVNOからのメールが受信拒否メールとして扱われない基準の提示を実施していく予定です。

(別紙) 1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係

⑥ キャリアメールの転送サービスの実現可能性に関する検討

当社の見解/回答

- 現時点において、MVNOより本件に係る要望はございません。
- キャリアメールの転送サービスを実現するにあたっては、「電気通信事業政策部会・接続政策委員会合同ヒアリング後の追加質問に対する回答（2009年3月31日）」にてお伝えした以下の課題に加え、Eメールサービスを提供するプロバイダ等も含めた検討及び開発等が必要となると考えております。
 - ・携帯電話契約がないユーザの顧客情報管理と料金回収方法
 - ・メールアドレス登録や複数回移転した際等のユーザの具体的対応方法
 - ・転送期間
 - ・サービス品質を踏まえた事業者間の運用方法
 - ・費用負担のあり方
- 今後、本件に係る要望があれば、具体的な内容をお伺いし、実現方法を検討いたします。

(別紙) 1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係

⑦ 一部事業者におけるテザリングの実現時期のMVNOへの提示

当社の見解/回答

➤ 当社が販売する端末については、MVNOにおいてもテザリングをご利用いただけます。

(別紙) 1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係

⑧ 一部端末において緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案についての要因の究明等へのMNOの協力

当社の見解/回答

- モバイル検討会報告書において、「必要な協力を行うよう総務省からMNOへ要請」とされているところ、要請があった場合には真摯に対応していく考えです。

(別紙) 1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係

⑩ 5G関係機能のMVNOへの提供に関する協議状況の注視

当社の見解/回答

- 当社はこれまでもMVNOからの要望に真摯に対応しつつ、MVNO市場の活性化に積極的に取り組んできたところであり、今後もMVNOとの連携による価値の創造にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。
- 現時点において、5Gに係る具体的な提供機能については未定ですが、今後もMVNOから各種要望があった場合には、真摯に対応していく考えです。

(別紙) 1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係

⑪ MNOとMVNOとの販売連携に関する協議状況の注視

当社の見解/回答

➤ 現時点において、MVNOとの販売連携に係る取組みは行っておりません。

(別紙) 1 ネットワーク提供条件の同等性確保関係

⑫ MNOからMVNOへの端末の提供に関する協議状況の実態把握

当社の見解/回答

➤ 現時点において、MVNOへ端末の提供に係る取組みは行っておりません。

(別紙) 2 中古端末の国内流通促進関係

- ⑮ 下取り端末の流通・販売を行う者に対するMNOによる当該端末の国内市場での販売の制限を業務改善命令の対象とするガイドラインへの対応

当社の見解/回答

- 当社では、下取りした端末を第三者に販売するにあたり、第三者に対し国内市場での販売を制限している事実はなく、また、これまでもお客さまより回収した端末は、データを初期化した上で、アフターサービス用としての再利用、メーカーやパートナー企業等の事業者への売却等、経済合理性に基づき処理しており、中古端末の流通・販売を制限しているものではありません。

(別紙) 2 中古端末の国内流通促進関係**⑯ 中古端末のSIMロック解除を求めるガイドラインへの対応****当社の見解/回答**

- 販売後の端末のSIMロックの解除については、2011年4月以降、「SIMロック解除ガイドライン」を踏まえ、率先して取組みを実施してきており、今後は2018年8月28日付「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の改正を受け、中古端末のSIMロック解除に対応（WEBでの無料受付にも対応）するとともに解約後のSIMロック解除可能期間（解約後100日以内）の制限を2019年3月末までに撤廃する予定です。

(別紙) 2 中古端末の国内流通促進関係

⑱ MNOによる盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開

当社の見解/回答

- 端末代金の支払い状況について、その支払い又は不払いが確認された翌々日までに、当社の「ネットワーク利用制限携帯電話機確認サイト」に反映されるよう、2018年12月19日より対応いたしました。

ネットワーク利用制限携帯電話機確認サイト docomo

確認結果 (ネットワーク利用制限)

製造番号
[REDACTED]

結果
○

検索日
2018/06/26時点

○ : ネットワーク利用制限の対象ではありません。
盗難や不正契約などによる入手ではないと判明したものです。
今後、ネットワーク利用制限の対象となることはありません。

△ : ネットワーク利用制限中ではありません。(通常通りご利用頂けます)
ご利用に問題はなく、特段の手続きの必要はありません。
今後、盗難や不正契約などが判明した場合や代金滞納となる恐れがあると当社が認めた場合にはネットワーク利用制限の対象となる可能性があります。

× : ネットワーク利用制限中です。

ー : 製造番号が確認できません。ネットワーク利用制限中ではありません。

※ 携帯電話機を新しくご購入いただいた場合や、故障修理などで固有番号(製造番号)が変更になった場合は、情報反映までに、時間がかかることがあります。

※ 平成28年6月以降ご購入時に「ドコモの分割払い」「端末購入サポート」等を利用した携帯電話機は、ドコモの分割払いの場合は分割払いの期間中、端末購入サポートの場合は規定利用期間中は「△」表示となります。

※ 新しくご購入された携帯電話機は、不正契約等の調査を実施するため、ご購入から一定期間は「△」表示となります。

「ネットワーク利用制限」対象であるかの判定について、システム対応化を実施

(別紙) 3 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

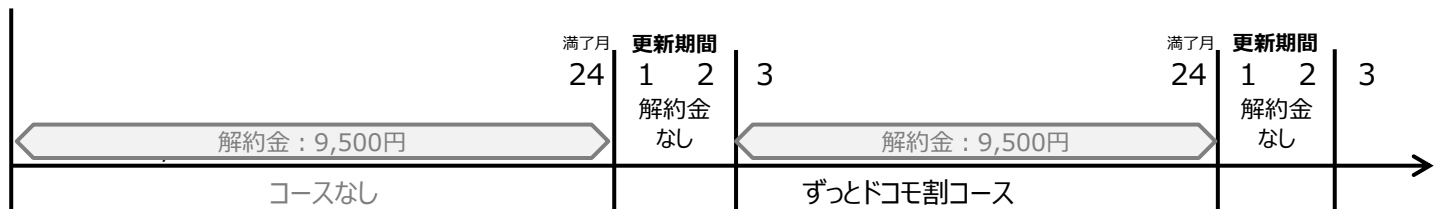
- ① 利用期間拘束及び自動更新を伴う契約について、2年契約満了時又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わない解約の実現
- ② 利用期間拘束の自動更新の有無による提供条件の格差の縮小の検討

当社の見解/回答

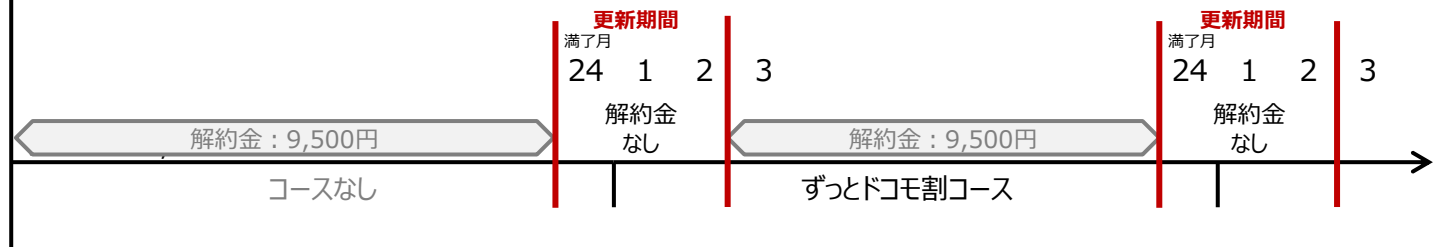
- 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会 報告書（2018年4月）」に基づく行政指導を受け、2年契約の解約金が不要となる更新期間を、現在の25～26か月目（2か月間）から、2019年3月末までに24～26か月目（3か月間）に拡大予定です。
- 更なる取組みについては、緊急提言を踏まえた改正法令・ガイドラインに則り、必要な対応を検討してまいりたいと考えております。

【更新期間の拡大イメージ】

(参考)
現状の2年定期契約



予定
更新期間を3か月に拡大



(別紙) 3 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

② 残債免除等施策の提供条件に関する利用者への説明の徹底を求めるガイドラインへの対応

当社の見解/回答

➤ 当社は現時点において、残債免除施策による販売方法は導入していません。

(別紙) 3 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

- ② 過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例の案内
- ③ 利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策の実施

当社の見解/回答

- 利用実態に基づく適切な料金プランのご案内については、全国のドコモショップにて「料金相談フェア」を実施し、2018年11月末時点で約200万人のお客さまにご利用いただいております。
- また、9月からはコーポレートサイト上において、個々のお客さまのご利用実態に応じたおすすめプランのご案内を行っております。
(dアカウントでログインした際、料金のページにおいて表示)
- その他、全国のドコモショップにて無料で「スマホ教室」を実施する等、お客さまの理解促進に努めております。

(別紙) 3 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係**㊸ 月途中の解約時の日割計算の実施可能性に関する検討****当社の見解/回答**

- パケットパックについては、短期間で大量に利用して解約することが可能となることから、ご契約中のお客さまとの公平性の確保の観点より、日割り計算を実施しておりません。
- また、カケホーダイ・カケホーダイライトプランについては、月単位でのご利用を前提とした料金設定としているため、日割り計算を実施しておりません。仮に、日単位でカケホーダイ・カケホーダイライトプランを提供する場合は、その前提での料金設定が必要であると考えております。
- なお、シンプルプランについては、公平性の観点での懸念は他のプランと比較して相対的に小さいものの、家族内の通話は定額となっていること、また、わかりやすさの観点から、「カケホーダイ&パケあえる」の料金プランの一つとして他と条件を統一しております。

(別紙) 3 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

- ②⑥ MNOから販売店に対して端末代金の販売価格や値引き額を実質的に指示することが業務改善命令の対象となる
とするガイドラインへの対応
- ②⑦ MNOから販売店に対してキャッシュバック等の実質的指示を行うことは端末購入補助に該当することを明示するガ
イドラインへの対応

当社の見解/回答

- 端末購入時のキャッシュバックや値引き等行き過ぎた端末購入補助について、端末購入を条件とした割引等を受けない利用者との公平性、MVNOとの公正競争確保の観点から、当社はこれまでも「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」に則り、端末購入補助の適正化に取り組んでおり、今後もガイドラインを遵守した対応に努めてまいります。

(別紙) 3 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係

- ⑳ TVCM等での訴求について、苦情相談の状況等の検証及び不適切な表示が認められた場合にその是正を求める等の必要な対応

当社の見解/回答

- 引き続き「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」を遵守の上、適切な広告表示に努めてまいります。